

# 「在国司」に関する一考察

関 幸 彦

はじめに

律令制度地方行政機構としての国衙の存在意義を中世においても積極的に認めようとする理解は、これまで特に鎌倉幕府との関連から追究され、多くの成果をあげていることは周知の如くである。かかる方向から進められてきた国衙についての研究も一歩立入って見れば、必ずしも十分に解明されたとは言い難いところもまたあるのである。例えば幕府と国衙の関係を論じ、そこに国衙の古くして常に新しい側面を見出すことは重要なことと言わねばなるまいが、問題は令制にその系譜をもつ国衙が何故に中世においても存続し得たのか。換言すれば、中世国衙独自の在り方を鎌倉幕府との関係も含めて問い直す作業もまた必要なのではなからうか。かかる作業の一環として小稿では、従来ややもすれば等閑に付せられてきた「在国司」なるものを考察の主題に据えながら、若干の論点を提示し、以って当該期、国衙権力機構の特質を

解明するための前提とした。

「在国司」についての論考は、史料上の制約もあって必ずしも必要にして十分な成果をあげているとは言い難い。というのものがかわりの中でこれを位置づけようとしたものであり、平安末期の「在国司」の存在を国衙（国司）権力の在地支配の在り方との関連を通じて検討しようとする小稿とは、その視角において異なるものがあると言える。その点からここでは考察の対象を主として平安末期に限定してこの問題を扱っていることを、あらかじめ断っておきたい。

## (一) 目代と「在国司」

「在国司」に関しこれまで全面的な考察を加えた論考がほとんど皆無に等しい以上、われわれはまずかつて竹内理三氏によって指摘された「在国司」についての見解を検討することからはじめ

なくてはならない。氏は「在国司」について、「平安末から鎌倉時代にかけて在庁職化したもので、その初めは、平安中期頃から不在勝となった国司に対し、国に在国せる国司を称したものとされている。この理解はその後、石井進氏の研究にも継承され、石井氏は竹内氏の見解を引用されつつ、「在国司」とは、はじめ任国の国司をさし、後には不在となった国司に代って、国司のような実権をもつ有力在庁官人の呼称となった」と指摘される。この両氏の見解として、それが「平安末―鎌倉時代にかけて在庁職化したもの」あるいは「国司のような実権をもつ有力在庁官人の呼称」と理解されることについては異論はないが、その呼称の淵源を「不在勝となった国司に対し、国に在国せる国司」ないしは「任国の国司」として理解されることは如何なるものであろうか。

「在国司」について、殊に成立期のそれを考える場合、私はやはり「在国司」の「在」の意味について今一度検討する必要があると思う。その意味では両氏は「在」の意味を「在国」の国司として考えられているようである。

結論を言えば、「在国司」の「在」の意味とは「在国」あるいは「任国」という意味ではなくして、「在地」にあるということ、これである。何故ならこの「在国司」が出現する十一世紀以降は、史料上に同じ「在」の字を冠した郡司・刀称の登場が見られるからである。「在郡司」について言えば、同一史料あるいは関連史料には、「在郡司」の「在」の意味は明らかに「在地郡司」を指しての呼称であったことを考えるならば、「在国司」の場合も

「在地国司」のそれと理解することは何ら困難なことではなからう。しかし「在国司」を「在地国司」という観点から考えることはよいとしても、問題はそれをことさら「在国国司」と区別しなければならぬ理由は何かという点であろう。勿論、「在国」(任国)なる概念が「在地」をも包括するものとして、竹内・石井両説を理解するのであれば、小稿の如き区別をする必要はないのであろうが、私が理解する限りでの「在国国司」とは、目代をも含めて中央から任国に下った中下級貴族を指すものであり、その点では恒常的な「在地性」を有するとは言い難いと思われる。一方、ここで言う「在国司」(「在地国司」とは、中央派遣の国司を含まない在地土豪の有力者とし、国務に参画しているものと考えておきたい。また言うところの「在地」とは、別稿でもふれたように、当該期に特徴的に見いだされる史料上の用語で、それは平安末期に形成される中世村落の一つの指標ともなりうる概念なのである。それでは、以上のように理解される「在国司」とは平安末期の「在地」世界で、一体如何なる機能を果していた存在であったのであろうか。

ちなみに、国司が任国支配にあたって、目代という私吏を設けていたことは周知に属すが、「在国司」の国衙機構内における位置づけを明確にするためにも、この時期における目代と「在国司」の関係について若干の整理を加えておくことは無意味ではなからう。目代について最も包括的諸点を在庁官人との関連で指摘されたのは、竹内理三氏である。今その論点を必要な限りふれる

と、

(一) 目代とは国司遷任制の展開に伴い、国司が中央から私設代理者として派遣したものである。

(二) 目代は国司の交替とともに遷るが、在庁は土着したものにより構成されていた。

(三) 目代はその権限として、在庁官人を指揮する権職を国司より委託されていた。

(四) 目代は時代が下るとともに、その権限は拡大したが、結局目代は守の代官であり、在庁官人ではない。

さて、右に示した諸点については最近高田美氏<sup>(7)</sup>によって異論が提出されている。氏の主たる論点は竹内説の(三)(四)であった。すなわち高田氏は十世紀〜十一世紀中頃までの在庁官人は必ずしも土着性を有するものではなく、国司の耳目として中央から派遣された官僚層であったと理解される。竹内氏が在庁官人の土着的性格を強調されるのに対し、高田氏の場合在庁官人の土着化は十一世紀後半以後のこととされ、それ以前の在庁官人は中央派遣のものと理解されている。更に高田氏は土着した<sup>(8)</sup>在庁官人の中には目代も含まれるものと理解されている。この両氏の見解の対立を整理すれば十一世紀以降の在庁官人は土着の性格を有する点については共通している、問題となるのは、第一に十世紀〜十一世紀前半の在庁官人は土着の性格を持つものか否か。第二に十一世紀後半以降の在庁官人に目代を含めるものか否かという二点になる。第一点については既に米田雄介氏の整理があるので、ここで

は行論の関係上、第二の点について少しく検討しておきたい。

ところで、寛弘三年(一〇〇五)の大和国柴山寺牒には五人の目代の署判が見えており、また保安年間の伊賀国調所返抄及び、伊賀国税所東大寺莊出作田官物未進状にも「調所目代」「税所目代」が存在していたことから、目代が一般に必ずしも一人ではなかったことが知られる。この時期の国衙が右に見る伊賀国の如く「税所」「調所」などをはじめ「大帳所」「朝集所」「健児所」「国掌所」というように、各所に分立していたことは周知に属すが、これらの所は雑色人をはじめとした国衙の官人たちによって運営されていたのであり、その意味では、「調所目代」「税所目代」なども、在地に密接なものが目代として各所の統轄に当たっていたことも想像に難くないのである。つまり目代には本来その機能を異にする二つの系統のものがあったと考えられる。一つは中央系統のものであり、それは鈴木国弘氏の指摘される如く、専ら国司の事務その他の連絡の機能を有した目代であり、一つは在地系統の目代として在庁官人の中から選出される存在であったと言ひ得る。この点で以下に引用する「新猿蓑記」には目代として「庁目代」と「所目代」の二種ものがあつたことを示しており、興味深い史料であると考えられる。

四郎君ハ受領郎等、刺史執鞭之図也、(略)是以凡庁目代、若ハ濟所案主・健児所・檢非違使所・田所・出納所・調所・細工所・修理等、若ハ御廐・小舎人所・膳所・政所、或目代、或別當、況於田使・収納・交易・佃・臨時雜役等之使、不望自所懸預

(後略) これによる限り、「庁目代」とは国司に代つて国務を総括していたもので、国務に堪能な中央派遣の官人が多くこれに補任されたものと想定されるのであり、従来から指摘された目代とはおそらく、この「庁目代」に相当するものであったのであらう。

一方、「所目代」であるが、この「所目代」と同様のものとして「朝野群載」所収の天球元年(一一一〇)の但馬第二度国司庁宣には「一所目代」の存在を確かめることができる。

一 可同令注進一所目代。并郡司別府司等事

右為令尋沙汰、早可注進之。

これは「仰下條事」としての四ヶ条のうちの一つとして挙げられているものであるが、これによる限り「一所目代」なるものが郡司あるいは別府司とともに在庁官人等によって国司に注進されるべき存在であった事実を看取することができるのであり、およそ中央派遣の目代(庁目代)とは異なる機能を有していたと理解できるのではなからうか。

以上のことから明らかのように、目代には中央系統の目代と在地系統の目代に代表されるように、本来その出自を異にする二系統のものがあつたことを確認しておきたい。とすれば、前者の如きは当然のことながら在庁官人の中に含まれないものであり、竹内氏の指摘された目代とはかかる存在のものを意味するものであり、一方後者の在地系統の目代について言えば、高田氏の理解されたものがこれにあたる。すなわち、目代が国守の交替毎に遷るということは、事実であるにしても、それは、中央系統の目代に

ついでのみ適用されるもので、在地系統の目代に関しては、この限りではなかつたと考えられる。

例えば久安年間に東大寺と加納公田官物率法をめぐつて相論した伊賀国の目代中原利宗なる人物は「当国教任目代」があり、在地系統の目代として勢力を有した存在であり、「右件人、為令<sup>16</sup>執行国務、補目代職、発遣如件、在庁官人等、宣承知(後略)」と庁宣に見えるような中央派遣の目代(庁目代)とはいささか趣を異にする存在であつたと理解できるのである。

目代について以上の如き理解が許されるならば、小稿の主題である「在国司」との関係はどのようなものであらうか。次節でも指摘するように、彼等の多くが有力な在庁官人であり、かつ在地に対して恒常的な実力を有した存在であることからすれば、「在国司」とはおそらく目代のうちでも在地系統の目代とほぼ同様の機能を有するものであつたと考えておきたい。「在国司」を以つて、ことさら「在国国司」と區別し「在地国司」という意味においてこれを理解しようとするも、まさにここにあるのである。

## (二) 「在国司」の存在形態

鎌倉時代に成立した説話集である「古事談」には、「在国司」の存在を究明するうえで興味深い話が載せられている。

「宗形卿入道師綱、陸奥守ニテ下向之時、基衡押領一國、如無国威、仍奏聞事由、申下宣旨、擬檢注国中公田之處、忍郡者、基

衛藏ヲ 先々不入國使、而今度任宣旨 擬檢注之間、基衛件郡地頭大庄司季春ニ合心テ禦之、國司猶帶宣旨推入之間、已放矢及合戦<sup>19</sup>了。

宗形宮内卿師綱なる人物が陸奥守として任国に下り、「国中公田」の檢注を行なうに際し、これを阻止しようとする郡地頭大庄司季春なる者は、国司方に合戦をしかけたというのである。ここで注目したいのは郡地頭季春に「合心禦之」という行動をとった基衛の存在である。彼が奥州藤原氏二代の祖、藤原基衡であることは言うまでもないが、同様の説話を載せた「十訓抄」には、この基衡のことを「在国司」としているのである。この説話全体から言へば在国司基衡は、在地諸勢力の調停者的地位にあるものとして、最終的には国司権力の前に屈せざるをえなかったが、かかる基衡の行動も、後述する如く彼が「在国司」という地位にあったことと無関係ではなかった。

本節では平安末期のこの段階で右に見た如き「在国司」が、各在国衛において如何なる形態で存在していたかを考えてみたい。その場合、史料上の制約から主としてその対象を伊賀・安芸・日向等の諸國に限定し検討することにした。

まず伊賀國についてみると、この國で「在国司」の存在を確かめうる史料は管見の限りでは僅か一例にすぎない。十一世紀末の永長二年（一〇九七）四月三日官宣旨案に「但玉瀧黒田両杣寄人等之出作公田如在国司注上者」と見えているのがそれである。これは東大寺領玉瀧黒田両杣人が、國衛より造興福寺役を賦課され

たことに對し、杣人等解状を受けた東大寺側が中央にその理非の裁許を申請した解状に對する、國衛よりの陳状として官宣旨に引用されている文言なのである。

「謹所請如件、抑彼寺封米便補寺領田官物之條、依為新保之吏、未知子細、相尋在庁官人、任先例可致沙汰歟、但玉瀧黒田両杣寄人等出作公田如在国司注上者、已及三百八十余町、其所当官物米千百卅餘斛、輕物三千八百餘疋也（後略）」とあることから、この國司陳状による限り「在国司」とは國司の命を受けて、出作公田を注進すべき機能を持つ、在地情勢に精通した存在であったと言ひうる。

ところで当該期伊賀國において、右に見る「在国司」に該当する人物と比定するとすれば、如何なる人物がその候補者たりうるか。勿論、確實な史料がない以上、推測の域を出ないが一応次のように考えておきたい。前節で在地系統の目代（所目代）を以って「在国司」と同様の機能を有するものと理解すべきことから伊賀國の在地系目代として久安年間に東大寺僧覚仁と公田官物率法をめぐって論争した中原利宗なる人物を指摘しておいた。彼は「数任目代」と言われたように、在地系統の目代であった点を考え合わせると、右に見る「在国司」が彼自身ではないにしろ中原氏一族がそれに任じられた可能性があったと言えるのではなからうか。事実、十二世紀前半の久安以前に、目代中原の署名は数例を数えるのであり、その意味でこの想定もあながち無理なものとは思われない。というのも、「在国司」が有力在庁の中から國司

よって補任されるものである以上、それが一族で相伝されることも当然ありえたと考えられるからである。この点で次に示す日向国における「在国司」の存在は、日下部氏の一族の間で「在国司職」が相伝されていることで注目される。

久安五年（一一四九）の日向国司庁宣には留守所から「在国司職」に補任された権介散位日下部宿禰盛平の名が見えている。<sup>23</sup>

庁宣 留守所

可補任在国司職事

権介散位日下部宿禰盛平

右人、補任在国司職之状、所宜如件

留守所宜承知、依件行之

久安五年七月日

ここに見られる「在国司職」が「任先祖相伝之理」せて日下部盛平に譲られたものであったことは、彼の父である尚盛の譲状に、「譲与、在国司職并右松村田島等事」として「右盛平、身者雖次男、依定嫡子、在国司職并右松村田島、具代々公驗也（中略）仍先祖相伝理、無他妨、可領知之状、所譲与如件」とあることよって知られる。<sup>24</sup>

さて、尚盛から盛平に譲られた「在国司職」とは別の史料には「庁執行職」とも表現されている。長承元年（一一三二）の国司庁宣には、尚盛を以って父尚貞に代り庁務を執行すべき旨が見えている。<sup>25</sup>

庁定 庁執行職事

権介散位日下部宿禰尚守

右尚貞宿禰及老耄、不能総劇職、仍以男尚守宿禰所補也、就中大府宣云、執行尚守宿禰及老耄、撰便宜勤功輩、可召任之由、所被仰下也者、適如符宣状、尚守宿禰当其撰、在庁官人等宜承知、可令尚守宿禰執行庁務状、定如件不可違失

この庁宣の内容から、尚守（盛）が「便宜勤功輩」として尚貞の保持していた「庁執行職」に補任されたことが知りうるのであるが、同時にこの尚貞がこれ以前の保安年間に「在国司職」に補任されていたことも参考によれば、この「庁執行職」とはその名称は異なるとはいえまさしく「在国司職」に他ならないと考えられるのである。

次に安芸国の場合をみてみよう。安芸国の「在国司」については、鎌倉時代の守護との関連から既に松岡久人・石井進両氏によってその存在が指摘されている。<sup>26</sup>

前述した伊賀・日向の場合とは異なり、当該期の安芸国においては「在国司」の存在を明確に示す史料はないのであるが、しかしこのことは必ずしも平安末期に当国で「在国司」が存在しなかったことを意味するものではないことはいうまでもない。問題は「在国司」と同様の機能を有するものが如何なる形態で見出されるのかという点であろう。両氏の指摘によれば「在国司」を確かめうる史料は、嘉禎四年（一二三三）の厳島神社神官等解に見える「前守護兼在国司宗左衛門尉孝親、依為在庁兄部職加判率」と

ある文言からであるとされる。守護と「在国司」との関連もさることながら、ここで注目したのは、「依為在庁兄部職」とある個所である。

ちなみに「兄部」<sup>(29)</sup>は伊呂波字類抄では「コノコウベ」とあり、「子の上部(かみべ)」の意であり、かしらとなる人あるいは統率者を指すものであった。とすれば石井氏も指摘されるように「在庁兄部職」とは在庁一般を統轄する機能と職責を有する職名と考えてさしつかえあるまい。また周知の史料であるが、「朝野群載」所収の「国務條々事書」のうちの一つには、「兄部」<sup>(30)</sup>について以下のように記されている。

一、著館日所々雑人等、申見參事

此日所々雑色人等者進見參、然後一々申之、所謂税所大寮所、朝集所、健児所、四等也其儀、政所兄部卒書生等、列立庭中、一々申其職其位姓名申訖皆再拜(後略)

これによる限り「兄部」とは書生以下在庁官人を統轄、指揮すべきものとして登場していることがわかるが、この点「在国司」<sup>(31)</sup>「所目代」という想定からして、「兄部職」とはまさしく「在国司職」と同一実体のものであることを看取し得る。以上の如き理解を前提として、保安三年(一一二二)の安芸国司庁宣<sup>(32)</sup>を検討すると、

補任執事兄部職事

散位藤原朝臣経兼

右人、為相伝譜代之上、任親父兼信朝臣之讓状、補任如件、

宣承知、依宣用之、以宣

ここに表現されている「執事兄部職」とは、先の理解に従えば、「在国司職」と同様のものであることは想像に難くない。そしてこれが在庁の有力官人藤原氏によって相伝されていた事実を右の文言から知り得るのであるが、同時に注目したいのは、親父兼信から経兼に譲られた「執事兄部職」のことを兼信の讓状には「田所文書執行職」とも表現していることである。

すなわち保安三年(一一二二)十二月九日安芸国藤原兼信解<sup>(33)</sup>に、

田所惣大判官代藤原兼信解 申請

請被且任讓状旨、且依申状理 裁定給以男経兼朝臣、欲被補

田所文書執行職子細状(下略)

とあり「田所文書執行職」が先の国司庁宣における「執事兄部職」と同一ものであったことがわかる。とすれば日向国日下部氏の場合からも知られるように、「庁執行職」<sup>(34)</sup>「在国司職」であったことから、安芸国の「田所文書執行職」<sup>(35)</sup>「執事兄部職」とは日下部氏が有した「庁執行職」と同様のものと判断してさしつかえあるまい。かかる理解が許されるとすれば、安芸国においても、伊賀・日向にみられる「在国司職」とほぼ同じ機能を有した国衙在庁職が存在していた可能性があったと考えられるのである。

ともあれ、以上の三国において「在国司」が如何なる形態を以って国衙機構の中に存在していたかという点を大略理解し得たと思われるが、次に問題とすべきは、右の如き形態の「在国司」が

該時期国衙（国司）の在地支配に如何なる役割を担ったものであったかを、他の諸地域との検討を通じて考えてみよう。

(三) 国衙支配の展開と「在国司」

「在国司職」に補任されたものが在庁の有力者であり、同時に在地に恒常的実力を有する存在であったことは、前述の如くである。

ところで、この場合にいう「在地」とは如何なる規模のものを指すのであろうか。別稿にも指摘しておいたが、私は一応国規模でのそれを考えておきたい。というのも「在地」なるものには郡規模のものと同様に庄郷規模など、それぞれの規模に照応する「在地」世界があったのであり、この段階の史料に散見する「国住人」「郡住人」「荘・村住人」などの表現も、おそらくこうしたそれぞれの「在地」規模での「住人」の呼称であろうと考えられるのである。<sup>33)</sup> その意味で「古事談」「十訓抄」に見える藤原基衡が「在国司」といわれていたのも、「押領一國」するほどの在地の有力者として、国規模での広汎な実力を有していたからに他ならないのでありその意味で彼はまさしく「在地国司」であった。吾妻鏡文治二年（一一八六）閏七月二日条には、筑後国住人草野大夫永平なる人物が見えているが、彼は平家追討に功ある輩として、頼朝に対して従来から永平が保持していた本職の安堵を願ひ出ている。その時、永平が有していた本職とは「在国司」・「押領使」

両職であり、この点からしても国住人としての永平が「在国司職」であったのも故なきことではなかったと言ふことができる。

以上の如き意味での「在国司」が在地支配の体現者として国衙権力を在地において執行すべき実力を有した存在であったことはよいとしても、ここに言う実力では如何なる側面に見出されるものであるのかを明確にする必要があろう。この点こそが、国司をして在地系統の目代たる「在国司」を設定することを得ざらしめた歴史的条件の解明にもつながる問題でもあると言えるからである。これに具体的な素材を提供するのは大治二年（一一三二）の薩摩国在国司大前道助請文案である。<sup>34)</sup>

在国司掾大前宿禰道助解 申請 御庁宣事

一紙、被載可早催造新田宮御殿三間四面事

右、今年二月二七日御庁宣同月卅日到来伝右件御殿為大行事之職、無懈怠可令催造之状 所<sup>（念）</sup>如件、以宣者、御庁宣旨、所請如件、付造宮大行事之職、可令勤仕之状 所請如件

大治六年二月卅日

在国司大前宿禰

ここで注目したいのは、「在国司」である大前道助が「大行事之職」として、「催造新田宮御殿三間四面」べき責務を国司より課せられていた存在であったということである。大前氏が薩摩の大族として、在庁官人の中でも頗る勢力があった氏族であったことは疑いないが、この大前道助なる人物について他の掘るべき史料がないので、俄かに断定することはできないが前述した「在国司」の在地に有する機能からして、この国の一宮あるいは惣社に



何らかの關係を持つものであったと推測される。それは後述する如く「在国司」がその国の一宮等に何らかの形態——例えば神官・神主等——で関与している例は決して少なくないのである。事実、日向国「在国司」日下部氏も古くから宇佐宮とも關係深い一族であった。薩摩国「在国司」大前道助が新田宮造宮を国司より命ぜられた理由もこのこととおそらく無關係ではなからう。

このことは、安芸国「在国司」についても指摘できる。久寿二年(一一一五)十月四日安芸国司庁宣案には散位佐伯惟兼を以つて「田所執事職」に補任する旨の内容が載せてある。「田所執事職」が「在国司職」と同様の内容を持つものであり、かつ「兄部職」とも表現されていたことは、既に指摘したとおりである。松岡・石井両氏の説の如く、当国の「在国司職」は建久七(一一九六)年以来、守護中原氏の兼任するところであり、かかる体制が佐伯氏の没落と軌を一にすることからすれば、安芸国における守護并在国司の体制とは、実に佐伯氏の国衙機構内における在庁官人としての機能を継承したものであったと理解できよう。その意味で鎌倉時代に明確な徴証を示す安芸国「在国司」の出現も、国衙在庁職として平安末期には醸成されていたものと判断されるのである。更に重要なことは、「田所執事職」並「在国司職」を有した佐伯氏は敵島社の神主でもあったという点である。

ちなみに当該期における各国一宮の神事が各国国衙の主催の下で催されていたことは、多くの諸家が指摘するところである。この一宮神事の典型として、やや時代は下るが、かつて清水三男氏

が紹介された出雲国一宮杵築大社遷宮神事の例をあげることができ。出雲千家文書所収の建長六年(一二四九)六月日杵築大社御遷宮神事儀式次第注文には、遷宮祭に行われる「流鏑馬十五番」の中に、

- 一番 在国司朝山右衛門尉勝部昌綱
- 二番 守護所隠岐二郎左衛門尉源泰清
- 三番 大東北南同銅田纒所等地頭勤仕

(以下略)

とあることから氏は、「この神事が国司在官人等と守護地頭の協力により、国司側の主催の下に遂行された」ことを指摘されている。と同時にわれわれは右史料に名を連らねている「一番 在国司朝山右衛門尉勝部昌綱」の存在にも留意すべきであろう。それは何よりも彼が「在国司」たる地位の下で国衙神事に関与していた存在であったからである。

その意味で「時範記」の承徳三年(一一九九)二月一五日条に登場する介久経なる人物の動向は興味深い。そこには「次召介久経仰神拝事」とあり、久経が国守(平時範)の命を受けて神拝の手配を行った在地有力者であったことがわかるのであるが、更に彼は「社司久経」とも記されている事実から、ここ因幡国一宮(宇倍宮)と極めて密接な關係があった人物であろうと考えられるのである。このことからして、これまでの諸点を考え合せて介久経なる人物が因幡国において「在国司」同様の職責を持つ在庁有力者と推察できるのであり、「介久経」と「社司久経」という

この人物が持つ二つの顔は、「在国司」の在地における二側面でもあった。すなわち、「在国司」の在地に有する実力とは、各国一官等に関与する資格、具体的には神主・神官あるいは社司という身分を通じて共同体的慣行の中で営々と培われてきた一つの側面とも言いえよう。「時範記」にみる久経なる人物もそうした意味で介としての権力、社司としての実力を名実ともに具備した存在と考えられる。

ところで先に「兄部職」を考察したさい、それが在庁官人を指揮・統轄する機能を有した国衙在庁職であったことを確認したのであるが、この「兄部」をより詳細に検討すれば以下の事実に基づくのである。それは「兄部」とは「祝部」に通ずるということ、これである。漢和辞典の「祝」の項をみるに、この字の成り立ちを次のように説明してある。「兄(ケ)が原字で口と人(ル)とから成り、神おろしをするミコ、ひいて、『のる』意を表わす。のち兄と区別するため、示を増し加えた。」とすれば「兄部職」とは本来その発生において、祝部的機能（神事に関する機能）を有したものであったことは、当然推測されてよいのではなからうか。その意味から安芸国「兄部職」に岐島神主佐伯氏が補任されていることも故なきことではないのであり、右の推論を変える一つの証左でもあると考えられる。

断片的史料から独断的想定のは免れないが、以上の如く理解しておきたい。

次に若干趣を変えて、これまで検討を加えてきて「在国司」の

存在そのものの登場が、この時期の歴史的状況の中で如何なる意味があつたのか。より具体的に言うならば、国司が在地系統の目代（所目代）としての「在国司」を以って、国衙権力の中核主体として包摂しなければならなかった意味は何か。

当該期の地方行政として注目されるもの一つは、十世紀末葉以来活発となつてきた国司神拝を媒介として、一宮以下の国内有力神社が国衙の種々の行事に編成されるようになることである。

一般に一宮の初見史料は元永二年（一一一九）、「中右記」にみえる因幡国一宮宇倍宮であるが、「時範記」によれば、先にも触れたように、十一世紀末の承徳三年（一一〇九九）には新任国司（平時範）主催の下で百座仁王会が催されたり、あるいは在庁官人等を率いた国司による神拝が行なわれるなど、同社が既に国衙祭祀の一環として組みこまれていた事実を知り得るのである。そしてかかる一宮を中心とした中世国衙のイデオロギ―編成を国司の下で推進していたのが、他ならぬ「在国司」であつたということである。各国国衙の精神的拠点としての一宮の存在形態は、その神社の過去に負う歴史的伝統と一宮成立期（十一世紀中葉）における国内の政治的変動に規定されて国ごとにも多様であるが、さればこそ国司受領層は在地支配を貫徹し、国内の政治諸勢力を国司権力の中に包摂するためにも、在地系統の目代たる「在国司」（在地の国司）を自己の権力編成の具体的な発動主体として国衙内部に位置づけることによって各国一宮支配の体制を遂行したのであつた。巨視的にはこのように理解し得る一宮を媒介とした国衙

によるイデオロギー支配をより具体的に把握するために、国司(国衙)による在地神祇神拝の歴史的起点とその変遷を国衙支配の展開という側面から検討し、以って小稿のまとめとしたい。

ちなみに、十世紀段階は旧来の令制的郡司を中心としたところの国司彈劾事件(Ⅱ国司苛政上訴事件)が史料上に集中して見られる時期であり、多くの先学がこれについて論及していることは周知の如くである。そのうちで最も著名なものは、十世紀末永延二年の「尾張国解文」<sup>(51)</sup>であるが、この「解文」についていま行論との関連の上では是非ともふれておきたいことは、それが律令制支配原理を盾にして国守藤原元命の三カ年に亘る数々の非法を糾弾しているにもかかわらず、神祇面(宗教面)については何らふれるところがなかったという点である。島田銳二氏も指摘されるように、これは神祇イデオロギーが国司(国衙)によって十分に掌握されておらず、その実質的担手が旧来の郡司を中心とした上訴主体にあつたために国家支配との関係において必ずしもそれが桎梏とはなっていないかつたというと考えられる点に起因している。つまりこの段階までは、神祇イデオロギーの所有の主点は旧来の郡司層にあつたために、この面での国司権力との軋轢はそれほど問題にはなっていないことなのである。とすれば十一世紀以降、各国一宮の成立に代表される国司(国衙)と在地神祇神拝の不可分の関係とは、この国司苛政上訴と如何なる関連があつたのか。これが問題である。

すなわち、郡司層を中心とした対国司(国衙)闘争に代表され

る地方政治の危機に直面した国司層は、これを乗り切る方策として十一世紀以降旧来の郡司と連らなる伝統的な神祇秩序にかわる新しい神社勢力の擡頭を促がし、在地の神祇秩序の編成を一宮の設定を通じて行つたのである。「朝野群載」に散見する「可動仕恒例神事」<sup>(52)</sup>とあるような国衙神事に關する文言も、それが単に国司入部の際の慣例としての側面のみからこれを理解するだけでは十分ではなく、国司層が在地神祇の神拝等を通じて積極的にそれを国衙権力の中に組み込まんとする側面もまた見逃してはならないと思われる。以上のことはかつて石母田正氏が指摘された諸点とも無関係ではない。氏はその著『日本の古代国家』において、律令国家が有する二つの生産関係として国家対公民の関係(「第一の生産関係」及び在地首長層(郡司)と人民の關係(「第二の生産関係」)について論及されているが、氏によると前者のそれは国家と被取取者としての公民との關係において成立するものであり、後者のそれなくしては、如何なる国家的取取も不可能であるところの社会における階級的な支配の秩序であると指摘されている。

したがって前者に国司制ないし国衙機構が対応し、後者を郡司制が代表し、現実の両者は国司郡司制という結合された権力機構として機能していたが、第一の生産関係(国司Ⅱ国衙制)は律令国家として圧倒的に社会を支配した段階においても副次的、派生的な位置であり、基本的には第二のそれ(郡司制)を以って主要な生産関係と理解されている。この氏の提言を小稿の立場から受けとめるならば、律令国家として圧倒的に社会を支配した段階

(八)九世紀)を境として、漸次この二つの生産関係の位置は逆転の方向に移行するのではないかということである。それは中世社会の原基形態が形成された所謂院政期あたりにこの傾向は顕在化してくると思われる。周知のように十世紀以来の国司に対する苛政上訴もこの院政期段階には史料から姿を消す。と同時にこれまで述べてきたように国司(国衙)による「在国司」を媒介としたところの各国一宮支配があったことを想起するならば、一宮を中核とする国衙祭祀の意味とは、畢竟、第二の生産関係の中に包摂されていたところの旧郡司が有した在地神祇秩序を、国司権力の中に新たに取り込まんとするところの中世的国衙の対応の所産なのであり、その権力基盤となつたのが「在国司」であつたと考えられるのである。「在国司」がかかるとして側面を有したが故に国司受領層は彼等を以つて在地系統の目代として国衙在庁職に位置づけなければならなかつたのであろう。

〔注〕

(1) 石井進『日本中世国家史の研究』。福田豊彦「第二次封建関係の形成過程」(安田元久編『初期封建制の研究』所収)。  
小林宏「石見国益田氏の領主制について」(安田元久編『初期封建制の研究』所収)。その他最近では鈴木国弘氏が、国衙直領を媒介として国司の私的権力基盤としての「在国司」の役割を指摘されている。「中世前期・国衙権力の特質をめぐる二、三の考察」(『日本歴史』三〇一号)。また泉谷康夫氏は受領国司と任用国司相互のかかわりの中で「在国司」が如何に出現したのについてふれている。「受領国司と任用国司」

(『日本歴史』三二六号)。

尚、「在国司」について言及した先駆的な業績として竹内理三氏の所論があるが、これについては本論でふれる。

(2) 竹内理三「在庁官人の武士化」(『史学雑誌』四八―六号、ただし原題は「武士発生史上に於ける在庁と留守所の研究」。同編『日本封建制成立の研究』。同著『律令制と貴族政権Ⅱ部』に再録)。

(3) 石井進『日本中世国家史の研究』。

(4) この点については拙稿「中世初期における国衙権力の構造とその特質」(『日本歴史』投稿中)を参照。

(5) 例えば、『平安遺文』四ノ一四〇二号・四ノ一四〇五号・五ノ三二九五号など。

(6) 竹内理三「在庁官人の武士化」(『日本封建制成立の研究』所収)。

(7) 高田実「中世初期の国衙機構と郡司層」(『史学研究』六六号)。

(8) 米田雄介「在庁官人の成立」(『日本史研究』一一八号)。

(9) 『平安遺文』二ノ四四三号。

(10) 『平安遺文』五ノ一九八三号・一九八五号。

(11) 『平安遺文』五ノ一九五二号。

(12) 『平安遺文』二ノ四四九・四五一号、三ノ六九二号。

(13) 「朝野群載」(『新訂増補国史大系』巻第二二・諸国雑事)。

(14) 鈴木国弘「中世前期・国衙権力の特質をめぐる二、三の考察」(『日本歴史』三〇一号)。

(15) 「庁目代」及び「所目代」に関して、最近、泉谷康夫氏が平安時代における国衙機構の変質という観点からこれに論及されているので詳しくはそれを参照されたい。同氏「平安時代における国衙機構の変質——目代を中心として——」(『古代文化』二二六号)。

(16) 「朝野群載」(『新訂増補国史大系』巻第二二・諸国雑事上)天永元

年十二月九日但馬第二度国司庁宣。

(17) 『平安遣文』六ノ二六四号。

(18) 「朝野群載」(『新訂増補国史大系』卷第二・諸国雜事)。

(19) 「古事談」(『新訂増補国史大系』一八・第四・勇士)。

(20) 「十訓抄」(『新訂増補国史大系』一八・第十七)尚、基衝が押領使でもあったことは「尊卑分脉」にもみるところである。詳しくは大森金五郎『武家時代之研究』第二卷参照。

(21) 『平安遣文』四ノ一三七号。

(22) 『平安遣文』五ノ一九五二号・一九七八号・一九七九号・二〇七三号・二二三三号 などにはいづれも「目代散位中原朝臣」ないしは「目代仲原」の名が見えている。

(23) 『平安遣文』六ノ二六七三号。

(24) 『平安遣文』六ノ二六六号。

(25) 『平安遣文』九ノ四六九七号。

(26) 『平安遣文』五ノ一九八一号。

(27) 松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」(魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』所収。石井進「鎌倉時代『守護領』研究序説」(『日本中世国家史の研究』所収)。

(28) 岐阜神社文書嘉禄四年九月日、岐阜神社神官等解写。

(29) わずか一例ながら、康平元年九月二日美濃国大井荘解案(『平安遣文』三ノ九〇四号)には「兄部」という名辞が見えている。

(30) 「朝野群載」(『新訂増補国史大系』卷二二・雑国雜事)。

(31) 『平安遣文』五ノ一九七七号。

(32) 『平安遣文』五ノ一九七六号。

尚、右の文書と関係があると思われる安芸国田所惣大判官代藤原兼信願状(『平安遣文』五ノ一九七五号)を参考までに挙げておく。

談口

田所執事

右件職・為相伝之所滞、而於 [ ] 経兼所譲与如件、縦 [ ] 有

(廣次相聞出文) 蒙国定之、仍勤事状 讓状如件

(保安) 三年十二月九日

(33) 拙稿「中世初期における国衛権力の構造とその特質」

(34) 「吾妻鏡」文治二年閏七月二日条。

(35) 『平安遣文』九の四六九四号。

(36) 「姓氏家系大辞典」、大前氏の項を参照。

(37) 「姓氏家系大辞典」、日下部氏の項を参照。

(38) 『平安遣文』六ノ二八一八号。

序宣 留守所

補任田所執事職事

散位佐伯惟兼

右人、補任彼職如件、宣承知、依宣用之、以宣

(39) 松岡氏前掲論文、石井氏前掲書二八六頁及び三七〇頁参照。

(40) その主要なものを挙げると、宮地直一『神道史』、梅田義彦『神道の思想』、杉本尚雄『中世の神社と社領』、西岡虎之助「肥前国河上社領の発達とその地方文化的意義」(『花園史の研究』下巻)、清水三男「国衛領と武士」(『上代の土地関係』)、相田二郎「蒙古襲来の研究」、工藤敬一「九州庄園の研究」、河首能平「若狭鎮守二宮縁起の成立」(『中世封建制成立史論』)、など。その他最近では、岡田荘司「中世国衛祭祀」と一宮・惣社」(『神道及び神道史』)。

(41) 清水氏前掲書九九頁。

(42) 「時範記」承徳三年二月十五日条。

介久経なる人物が在地有力者であったことは、三月十日条に「今日介久

経買馬四疋」と記されていることから、他の諸豪族と比較して買馬の数が最も多かったことからも窺うことができる。

- (43) 「時範記」承徳三年二月三日条。
- (44) 「新字源」(角川書店)祝の項を参照。
- (45) 義江形夫「国衙支配の展開」(岩波講座『日本歴史』古代4)。
- (46) 「中右記」元永二年七月三日条。
- (47) 「時範記」承徳三年三月六日条。
- (48) 「時範記」承徳三年三月二十六日条。
- (49) 河音能平「王土思想と神仏習合」(岩波講座『日本歴史』古代4)。
- (50) 国司苛政上訴については、坂本賞三「前期王朝国家体制に対する人民の抵抗」(『日本王朝国家体制論』所収。吉村茂樹「地方庶民の困憊について」(『国司制度崩壊に関する研究』所収。その他。
- (51) 『平安遺文』二ノ三三九号。
- (52) 島田鋭二「封建制形成期のイデオロギー」(『講座日本史』所収)。
- (53) 「朝野群載」(『新訂増補国史大系』。卷三二・諸国雜事)。
- (54) 石母田正『日本の古代国家』二七七頁以下。尚、石母田氏の指摘された二つの生産関係についてふれたものとして森田悌「古代地方行政機構についての一考察」(『歴史学研究』四〇一号)がある。